

## 医療法の一部を改正する法律の施行について

(昭和 25 年 8 月 9 日)

(医発第 521 号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通達)

標記の件については、別途次官通牒により通知した通りであるが、施行上の細部に関し、なお左記の点に留意せられたい。

記

### 一 医療法施行規則(以下規則という。)第 31 条について

1 医療法人の設立認可申請書の様式については、別記様式第一を参照せられたい。

2 本条各号に掲げる添付書類について

(1) 削除

(2) 出資申込書

は社団たる医療法人にあつては資産の総額を定め、これを均一の金額の口数に分つようにしてもよく、別段口数を定めなくとも差し支えないが、前者の場合には出資口数の引受受託書としても差し支えないこと。

(3) 設立決議録

については、財団にあつては、添付するを要しないこと。但し設立趣意書を添付せられたいこと。

(4) 第 11 条に掲げる書類

には、管理すべき病院(診療所)名と氏名を記載し、医師(歯科医師)免許証の写を添えしめること。

(5) その他、本条第 2 号、第 5 号及び第 7 号から第 10 号までに掲げる書類については、公益法人設立の認可申請の際添付する書類に準じて取り扱われたいこと。

### 二 規則第 32 条について

1 申請書の様式については、一の 1 に準じて取り扱われたい。

2 本条第 2 項は、医療法人が、定款又は寄付行為を変更して従来開設していた病院又は診療所の外あらたに「他の病院又は医師若しくは歯科医師が常時三人以上勤務する診療所」を開設しようとする場合を規定したものであり、本条第 3 項は、同様あらたに附帯業務(法第 39 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の開設を含む。)を営しようとする場合を規定したものであるので、特にこれらの事業を行うに足る人員施設等を有するかどうかを審査するための添付書類を要求したものである。従つて本条の添付書類については右事情を斟酌の上一の 2 の(5)に準じて取り扱われたい。

三 規則第 34 条及び第 35 条に規定する申請書及び添付書類については一の 1 及び一の 2 の(5)に準じて貴職において指導せられたい。

### 四 登記の申請について

医療法人登記令に規定する登記の申請書

その様式については、目下法務府と打ち合わせ中であり、成案を得次第管轄登記所に対し、法務府から通知がある予定である。

五 医療法人台帳について

その様式については別記様式第二を参照せられたい。

六 削除

別記様式第一以下 略